

## 共同印刷、ダイバーシティ推進に向けた「ライフサポート休業制度」新設

共同印刷株式会社(本社:東京都文京区、代表取締役社長:藤森康彰)は、コーポレートブランド「TOMOWEL」の理念のもと、社員が生き生きと働ける環境づくりを推進し、企業価値の向上と持続的成長をめざしています。このたび、妊娠前から子の成人までの切れ目ない次世代育成支援を実現し、多様な人材が活躍できる環境整備を目的に、「不妊治療」「子の不登校」時に休業や短時間勤務を利用できる「ライフサポート休業制度」を新設いたしました。

### 【背景】

- ・共働き世帯の増加に伴い、社員家族の状況変化が社員自身の就労に影響を及ぼすケースが増加
- ・従来の育児・介護関連支援制度ではカバーし切れない、社員のニーズの多様化が進行中
- ・国内の少子化進行に伴い、企業に対し不妊治療への配慮を求める動きが加速
- ・不登校児童・生徒数の急激な増加により、保護者の就労継続が困難になるケースが増加傾向

### 【ライフサポート休業制度 概要】

<導入日>

2023年1月1日(日)

<取得対象>

共同印刷の男女社員で以下の理由に該当する方

- ①不妊治療を行っている方
- ②18歳に満たない子を養育する方で、対象の子が不登校である方

※但し、入社1年未満の社員は利用対象外となります。

### ■休業制度

休業可能期間	最長2年間	
申し出回数	① 不妊治療を理由	従業員1人につき1回まで
	② 子の不登校を理由	対象の子1人につき1回まで
休業期間の賃金	無給	

### ■短時間勤務制度

利用可能期間	最長3年間	
申し出回数	① 不妊治療を理由	従業員1人につき1回まで
	② 子の不登校を理由	対象の子1人につき1回まで
短縮時間分の賃金	不就労時間として取り扱う	

当社は、ダイバーシティ&インクルージョン推進のために、多様な人材が活躍できる環境整備を目的とした、人事制度の改革を積極的に進めてまいります。